

不適合管理委員会報告情報
平成18年10月12日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月12日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----|
| 1 | 2号機 | 非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ用電動機点検時、電動機外扇取付部に腐食及び外扇キー部に割れが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 2 | 2号機 | サブレッションプール水温度記録計（TRS-16-720B）の警報設定値確認試験時、警報設定回路の動作不良（ドリフト）が認められたため、当該回路を修理 | D | |
| 3 | 2号機 | 主タービン衛帯蒸気復水器水室内溶接部浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様（3箇所）が認められたため、当該溶接部を修理 | D | |
| 4 | 2号機 | 第2給水加熱器（B）水室内溶接部浸透探傷検査時、溶接部に線状指示模様（5箇所）が認められたため、当該溶接部を修理 | D | |
| 5 | 2号機 | 循環水ポンプ（A・B・C）点検時、カップリングカバー・オリング押さえ締付ボルトに腐食が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 6 | 2号機 | 取水設備洗浄水サイクロンセパレータ（B）ドレン配管点検時、ゴムライニングの一部に剥離が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 7 | 3号機 | 換気空調系活性炭ホールドアップ建屋換気空調設備主給気ファン吐出風量計点検時、接点動作不良（チャタリング）が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 8 | 4号機 | 主蒸気管漏えい検出記録計点検時、切替スイッチユニット部に動作不良（記録計の乱点）が認められたため、当該部を修理 | D | |
| 9 | 4号機 | 廃棄物処理系用空気ブロアバックアップ圧力制御弁の点検時、制御不良（弁開度）が認められたため、当該弁を修理 | D | |
| 10 | 4号機 | 廃棄物地下貯蔵設備の空調系外気差圧計点検時、指示値精度外が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 11 | 5号機 | 活性炭ホールドアップ塔入口露点計点検時、指示不良が認められたため、当該計器を交換 | D | |
| 12 | 5号機 | 荒天による現場確認時、5・6号機放水口モニタ用データ収集装置の停止が認められたため、対応検討 | D | |
| 13 | 5号機 | 計器設定に関する確認において、原子炉格納容器除湿冷却系チリングユニット冷却水温度制御指示計（TIC-54-14A・B・C）の計器仕様表に、誤記等が認められたため、対応検討 | C | |
| 14 | 5号機 | 計器設定に関する確認において、原子炉格納容器除湿冷却系チリングユニット入口温度制御指示計（TIC-76-2000-051）の計器仕様表に、誤記等が認められたため、対応検討 | C | |
| 15 | 5号機 | 計器設定に関する確認において、原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口導電率電圧電圧変換器（V/V-70-012）の計器仕様表に、誤記等が認められたため、対応検討 | C | |
| 16 | 5号機 | 原子炉冷却材浄化系熱交換器室の空調負圧制御用空気減圧弁より、微量の空気漏れが認められたため、当該弁を点検修理 | D | |

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|--------|--|------|----|
| 17 | 5号機 | 残留熱除去系熱交換器（B）淡水側出口圧力検出スイッチ元弁において、ハンドル固定ナットがないことが認められたため、ハンドル固定ナットを取付 | D | |
| 18 | 6号機 | 復水脱塩装置硫酸・苛性タンクオーバーフロー弁においてフランジ部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 19 | 6号機 | 原子炉再循環ポンプ（B）振動記録計において、誤警報の発生が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 20 | 集中環境施設 | 洗濯廃液乾燥機洗浄水受ドラムドレンラインにおいて、ジョイント部ににじみが認められたため、点検・修理 | D | |
| 21 | その他 | 波浪の影響により5、6号機放水口付近の護岸に破損が認められたため、当該部を補修 | D | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|-------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで